

第11期東京都生涯学習審議会 第5回全体会

次 第

令和2年6月22日（月曜日）
午後6時～午後8時
（オンライン会議）

1 開会

2 事務局異動職員紹介、地域教育支援部長挨拶

3 議事

（1）東京都が取り組むべき青少年教育の振興方策の在り方について

ア これまでの議論の整理－青少年教育振興の基本的な考え方の整理にむけて
酒井副会長

イ 意見交換

ウ 質疑応答

エ これまでの経緯と今後の進め方について

（2）補助金部会の設置について

4 今後の予定

5 閉会

【配付資料】

資料1 これまでの議論の整理－青少年教育振興の基本的な考え方の整理にむけて
（酒井副会長資料）

資料2 これまでの経緯と今後の進め方について

資料3 補助金部会の設置について

2020年6月22日

第11期東京都生涯学習審議会(第5回)

これまでの議論の整理—青少年教育振興の基本的な考え方の整理にむけて

上智大学総合人間科学部教育学科 酒井 朗

本日の発表の趣旨

前回の会議からかなり期間が空いていることもあり、これまでの審議の内容を確認・整理したうえで、中間まとめの作成に向けて、青少年教育振興の基本的考え方について検討する。

報告の骨子

- 1) テーマ設定の背景・理由や基本的な概念の確認
- 2) 現状の都(ならびに区市町村)の取り組みをどのようにとらえるか
- 3) いくつかの区市町村の取り組みから何を学ぶか
- 4) 海外の取り組みから何を学ぶか
- 5) 今後の青少年教育振興の基本方針をどのように考えるか

これまでの審議の経過

第1回 審議のテーマ

「東京都が取り組むべき青少年教育の振興方策の在り方について」

第2回 区市町村の青少年教育事業(中学生以上)の実施概況

ユース・プラザについて(東京スポーツ文化館、高尾の森わくわくビレッジ)

第3回 区市町村の中高校生対象施設の取組に学ぶ

1)文京区青少年プラザ b-lab

2)調布市青少年ステーションCAPS

第4回 EU及び北欧の若者支援の取組について(両角達平さん)

今後の予定

令和2年9月 中間のまとめ 青少年教育振興の基本的考え方の整理等

令和3年9月 建議 青少年教育施設における事業展開の在り方等

I テーマ設定の背景・理由や基本的な概念の確認

◇ 基本的な概念

青少年 — 30 歳未満、とくに中高生ならびにそれ以上の年齢層に注目

青少年教育 青少年に対する総合的な人間形成を目的として、学校以外の場
所で行われる教育をさす。

ユースワーク、ユースソーシャルワーク

◇ 都によるテーマ設定の背景・理由の説明

・青少年教育は、勤労青少年を対象とした社会教育をさす概念として発達したが、
青少年期の発達段階の重要性、青少年を取り巻く環境の変化を考え、一般的な
青少年教育の必要性が意識されることとなった。

・社会教育における青少年教育は、主に青少年教育団体の振興及び青少年教育
施設の整備という形で実施されてきた。しかし、地縁をベースにした青少年教育
団体の活動が停滞するとともに、高校進学率の上昇に伴う勤労青年の減少に伴
い、青少年教育及び青少年教育施設の振興施策にも翳りが見えてきた。

・また、青少年を取り巻く生活環境も大きく変化し、各種体験活動の不足やコミュ
ニケーションの在り方等の問題が指摘され、それへの対応が行政に求められてい
る。

・一方で、PFI(Private Finance Initiative)の手法を用いて設置されたユース
・プラザは事業開始から約 20 年が経過しようとしており、「PFI事業の契約終
了期間を見据えて、社会環境の変化を踏まえた今後の施設の在り方や運営手法
についての検討が必要」との指摘を受けている。

コメント

1. 社会教育における青少年教育は、高校進学率が 100%近い状況において、そ
の対象と考え方を再検討する必要性に迫られている。
2. 従来は、青少年教育は勤労青少年(中卒や定時制・通信制高校に通う生徒)を
主たる対象とし、全日制の高校に通う生徒は学校教育が管轄するという区分が
見られた。それとともに青少年教育は、「学校以外の場所で行われる教育」とし
て位置づけられてきた。

3. 現在においては、青少年教育は、思春期、青年期の若者に対する、学校教育とは異なる独自の視点をもったアプローチとして位置づける必要がある。つまり、学校教育が対象とする中学生・高校生を含みつつ、それ以外の若者（高校非進学者、高卒の勤労者）をも含めた青少年全体を対象として、固有の目的のもとに行う教育として位置づける必要がある。
4. 中学生、高校生に対する青少年教育の必要性をどう訴えるかが重要であり、この点で関連部署の理解が得られないと、実効性が伴わないと思われる。
5. 東京都の説明からこの点を検討するのであれば、以下の諸点で、学校教育との差異化が図られるのではないか。
 - 青少年期という発達段階を意識した教育の必要性
 - 各種体験活動の不足
 - コミュニケーション力の不足
6. また、青少年を取り巻く環境が変化し、青少年を包括的に捉えた教育施策が必要だという主張も必要だろう。具体的には以下のような変化への対応を指摘できる
 - 青年期の構造的な不安定化 = 非正規労働の増加、転職の増加
 - 学校教育の変化 = 通信制高校の拡大、不登校の増加そのうえで、都立高校改革とも連携していくこととなるだろう。
7. なお、平塚(2010)が言うように、ヨーロッパでは、失業や不安定雇用など若年層の就業をめぐる困難化の問題解決のために、雇用や職業訓練のみならず、家族、地域、医療、教育・文化などの視野・関与が必要であるとの認識が共有化されるなかで、若者政策がつくり出されてきた。これと同様に、本来的には、日本においても、総合的な若者政策が立てられたうえで、ユースワークの必要性や学校教育との連携が議論されるべきであろう。

平塚(2010)「EU における若者政策の研究動向」『日本教育政策学会年報』17, 168-174.

Ⅱ 現状の都(ならびに区市町村)の取り組みをどのようにとらえるか

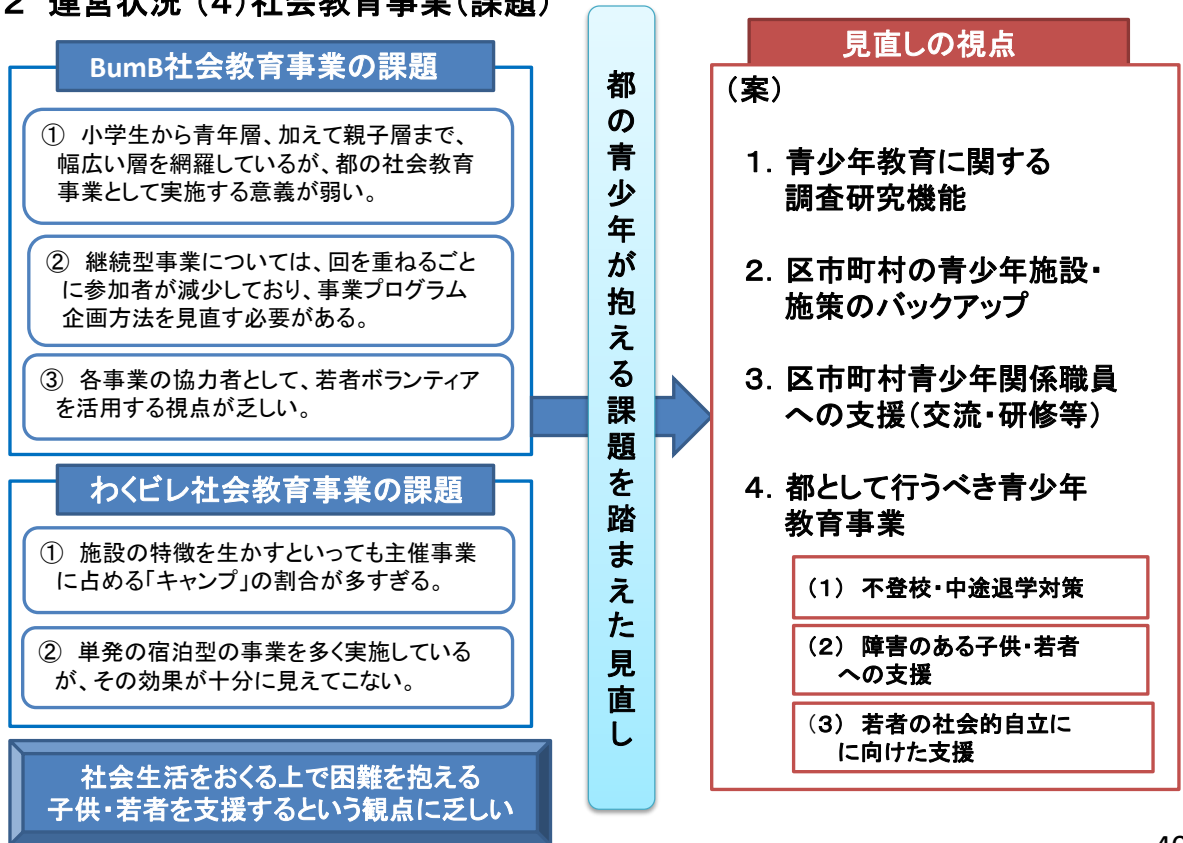
◇ 区市町村の青少年教育事業(中学生以上)の実施概況

区市町村の青少年教育事業(中学生以上)の実施概況 事業数 554 事業
 都内の青少年を対象とした施設の設置状況 施設数 61

◇ 都営のユース・プラザについて

東京スポーツ文化館、高尾の森わくわくビレッジ

2 運営状況 (4) 社会教育事業(課題)



40

① 基本コンセプト 青少年の自立と社会性の発達を支援するための社会教育施設

② 利用状況

宿泊施設とスポーツ施設の稼働率は良好である。

文化施設の稼働率は相対的に低くなっている。

東京スポーツ文化館の文化学習施設については比較的一般利用が多い。

- ③ 施設の設置目的：
 - 青少年の自立と社会性の発達を支援する
 - 生涯学習の振興
- ④ 社教事業の考え方：社会性・公共性の強いもので、都の施策的要請を踏まえる
 - 東京都の施策に連動した事業
 - 青少年の自立と社会性に必要な先導的・誘導的事業
 - 区市町村等では対応しにくい事業
- ⑤ 施設の特徴
 - 【区部】文化・スポーツ施設を生かした多様な体験的活動
 - 【多摩】地域の自然環境など、野外活動型施設を生かした多様な体験活動

コメント

1. 区市町村の青少年教育事業については、小学生を対象とする事業が多く、中高生対象の事業が少ない。さまざまな事業がどのような目的意識のもとで進められているのかが不明確である。
2. 都営のユース・プラザについては、「青少年の自立と社会性の発達を支援する」という設置の目的にどこまで沿って運営されているのかが不明瞭である。
3. 量的には区市町村の事業が圧倒的に多い中で、都のユースプラザは、図中の「見直しの視点」に沿って再編成が求められる。
4. なお、その際には、区市町村の社会教育担当部署や青少年関係職員との連携が強化される必要がある。

Ⅲ いくつかの区市町村の取り組みから何を学ぶか

◇ 文京区青少年プラザ b-lab

施設の設置目的(コンセプト)

居場所 中高生が自分らしく自由に過ごせる場で、新たな興味関心に出会ったり、自分の可能性に気付いたり、様々な仲間と交流したりする「きっかけ」がある。

ステージ 中高生が主役となって、周囲を巻き込みながら自分のやってみたいことや挑戦したいことに、主体的に取り組む活動を応援する。

3つの活動パターン

地域に10代の新しい居場所をつくる。日常的にナナメの関係を届ける
学校や地域にプログラムを届ける

高校や行政の中に入り学校と社会をつなぐ中間支援

高校・行政の中にスタッフが常駐し、先生や教育委員会のサポートをしながら学校を社会に開き、地域資源をナナメの関係の担い手に転換する

◇ 調布市青少年ステーションCAPS

「家」、「学校」でない、中・高校生世代が過ごすことができる第三の「いばしょ」

「居場所」・・・安心・安全に過ごすことができる場所

「活場所」・・・音楽、ダンス、クラフト、スポーツ、サブカルチャー等の活動が出来る場所

「生場所」・・・中・高校生世代が自主的にイベント等の企画・運営が出来る場所

施設の特徴

自由来館 来館することを、だれかに強制されない。自分で居ることを選んで来館できる場所。無料で、居ることができる。なにもしたくない気分の時に、なにもしないことを選ぶことができる場所。イベントをとおして行事を体験しなおすことができる。

臨床心理士がいる 職員が悩んだ時にアドバイスできる臨床心理士がいる。
調布市子ども・若者支援地域ネットワークの一員である

子ども達に足りていないと感じるモノ

家と学校以外の場、与えられた役割ではなく自分自身でいられる場。

失敗できる場、挑戦を認められる場

不登校へのアプローチ

CAPS だからできること

CAPS だから難しいこと 児童館という枠組み。

コメント

1. 紹介された取り組みでは、青少年の「居場所」という意味付けが強調される傾向がある。青少年教育の独自の視点として、「居場所」の提供を訴えることは必要だと思われる。ただし、なぜ青少年に居場所が必要なのかを説明する必要があるように思われる。とりわけ学校関係者からすれば、学校を生徒にとっての「心の居場所」にするべく取り組みが進められてきた経緯がある。不登校の生徒にとっては、学外にそうした居場所があることの必要性は社会的に認められると思われるが、その他の一般の中高生にとって、学外の居場所がなぜ必要なのかを説明する必要がある。
2. 「第三の場所」、「ナナメの関係」という言い方からも、こうした施設において「学校ではない場所や関係」が追求されていることが伺える。青少年教育において、そうした場所や関係の必要性が了解されなければならない。
3. 各種体験活動の不足、コミュニケーション力の不足という点で、こうした学外の青少年教育施設が果たす役割はもっと強調されていいのかもしれない。
4. 「家と学校以外の場、与えられた役割ではなく自分自身でいられる場。」という説明は分かりやすい。青年期の自立を図るうえで、このような場の必要性は青少年教育施設全体の理念となりうると思われる。
5. EU での取り組みが包括的な政策の中で位置づけられているのに対して、都内での実践は教育委員会や児童福祉関係部局の取り組みである。このような制度的な条件をどう踏まえて今後の施策を検討する必要がある。それなしに、軽々にユースワークの理念を掲げることは無理がある。

IV 海外の取り組みから何を学ぶか：ヨーロッパの取り組み、スウェーデンの事例

- ◇ ヨーロッパのユースワーク：若者の失業問題を契機としている。
 - 1990年代に若者政策(ユースポリシー)が形成されていく。
 - 2009年 ユースワークに新たな枠組み
 - 2010年～ ユースワーク大会 ユースワークの社会的認知へ

補足

平塚(2010)「EUにおける若者政策の研究動向」(前掲)

- ・ 近年国内外を問わず、教育、文化、医療、福祉、労働、コミュニティなど個別領域別に実施されてきた子どもや若者をめぐる政策・行政に対して、いわゆる「縦割り行政の弊」が指摘され、統合性・包括性が要請される動向にある。
- ・ 「若者政策」もそうしたプロセスで形成されてきた概念・領域であるが、背景には、社会問題の複雑化・連関化ともいいうる現実の変化があると考えられる。具体的には、若者政策の場合、各国とも失業や不安定雇用など若年層の就業をめぐる困難化が起点にあるが、その問題解決のためには、雇用や職業訓練のみならず、家族、地域、医療、教育・文化などの視野・関与が必要であるとの認識が共有化されるなかで作り出されてきている。
- ・ EUの若者政策が明確に確立してきたのは2000年以降。
 - 『若者白書(White Paper on Youth)』(欧州委員会 2001年)
 - 本白書で示された方向性は、「すべての若者への積極的シティズンシップ」「より広い経験領域の認知」「若者の自律性の促進」「EU的価値観の重視」の四点であった。そしてその実現のために、「(若者の社会)参加」「(若者への)情報提供」「自主的活動」「若者に対する理解と知識の深化」の四点を、各国の多様な若者関連領域において、優先的に重視することが求められた。

☆ スウェーデンにおけるユースワーク

スウェーデンでは、若者が各種の若者団体に所属している
若者協議会(Youth Council)の存在

ユースセンター 20世紀初頭のセツルメントとして発足した。

全国に1500施設 (参考 人口1022万)

職員 余暇リーダー、社会教育者、インターン、ボランティア

フリースヒューセット(冷凍倉庫)

学校と若者の文化活動、ソーシャルワークがセットになった施設

「東京ドームの半分ほどで世界一大きなユースセンターともいわれる

(朝日新聞の2016年1月9日の記事より)」

文化と民主主義 文化資本に触れる機会の提供の重要性

スウェーデンの若者にとっての民主主義 一声が届くこと 政治への参加

補足 若者協議会(Youth Council)について

特定非営利活動法人 Rights スウェーデンスタディツアー報告書
<ダイジェスト版>

2010年8月

若者協議会(Youth Council)は2003年に設置された組織であり、「地域の政策に若者の声を反映させること」「若者をエンパワメントすること」を目的とした非営利団体である。

スウェーデンの若者政策は比較的歴史が新しい。近代若者政策は、19世紀末～20世紀初頭の学校システム・余暇活動組織の形成に端を発する。1960年代までは、スウェーデンの若者政策の主たる関心は若者の余暇活動や組織活動、健全育成にあった。しかし、若者の高い失業率や社会的排除、社会的影響力の低下などが見られるようになり、若者政策がカバーする範囲は生活全般に着目したものへと変化してきた。

1985年は国連の世界青年年であり、世界青年年はスウェーデンの近代若者政策の出発点となっている。世界青年年の翌年の1986年には、若者政策担当大臣が設置され、若者政策が政府の重要な政策の1つとして位置づけられることになり、1994年に若者政策法がまとめられた。1998年に第2次若者政策法が成立し、2004年には若者政策に関する新しい法律「決定する力ー幸福への権利(The Power to the Decide-The Right to Welfare)」が国会で可決している。

コメント

1. 今期の青少年教育政策を立案する上で、ヨーロッパの近年の流れは大変参考になる。ヨーロッパ全体でも、またスウェーデンでも、若者の失業や不安定雇用など若年層の就業をめぐる困難化、政策決定に対する若者の社会的影響力の低下などから、21世紀に入るところから大きな方向転換を示している。スウェーデンの若者政策を見ると、かつては日本と同様の健全育成を目指していたというが、今日ではその方向性が大きく変化している。
2. EUでは生活全般に着目したものとしての若者政策の立案があり、その中でユースワークの枠組みが形成されてきた。それを踏まえれば、本来的には、生涯学習審議会のマターとしてではなく、よりハイレベルの政策検討の議題であるべき。
3. 本委員会での提言として、ユースワークの概念を用いるのであれば、それなりに関係部署間の連携が目指される必要がある。

V 今後の青少年教育振興の基本方針をどのように考えるか

1. 青少年教育は、思春期、青年期の若者に対する、学校教育とは異なる独自の視点をもったアプローチとして位置づける。
2. 青少年を取り巻く環境が変化の中で、青少年を包括的に捉えた教育施策が必要であることを訴える。その際には、ヨーロッパと同様に、青年期の構造的な不安定化 = 非正規労働の増加、転職の増加が踏まえらる必要がある。また、通信制高校の拡大、不登校の増加など、学校教育をとりまく状況の変化も併せて指摘すべき。
3. いくつかの区市町村の取り組みには学ぶべき点が多い。なお、青少年教育の独自の視点として、「居場所」の提供や「「ナナメの関係」づくりを訴えていくべきだと思われるが、青少年に学外の居場所が必要な理由や、そこでの新しい関係性の構築の必要性を併せて説明しなければならない。
4. 青少年教育施設が、青少年の体験活動の不足やコミュニケーション力の不足を補う点で効果的な施設であるという点を強調する。また、青年期の自立を図るうえでは、与えられた役割ではなく自分自身でいられる場であることの重要性も同様に強調されるべきである。
5. 量的には区市町村の事業が圧倒的に多い中で、都のユースプラザは、図中の「見直しの視点」に沿って再編成が求められる。また、区市町村の社会教育担当部署や青少年関係職員との連携の強化が図られる必要がある。
6. 本来的には、総合的な若者政策の立案の見通しのもとに、ユースワークの必要性や学校教育との連携が議論されるべきであろう。

参考

・日本の「青少年教育」という枠組みでは、今なお健全育成が強調されがちである(注1)。しかし、今後は、「シティズンシップ」「若者の自律性の促進」「社会参加」「自主的活動」「若者に対する理解と知識の深化」などをより積極的にキーワードとして盛り込む必要がある。

注1 たとえば、以下の通知

- 平成28年5月20日に文科省・厚労省連名の局長通知 「生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の相互連携の推進について(依頼)」

児童の健全育成に当たっては、地域での多彩な活動の実績を有し、学校関係者とは異なる視点で子供や家庭の悩みや問題の解決にかかわることができる特性を生かして、民生委員・児童委員、主任児童委員、民生委員児童委員協議会、放課後子ども総合プラン関係者等が継続的に学校関係者と情報の共有を行い、連携・協力が図られるよう努めるとともに、例えば、民生委員・児童委員、主任児童委員が地域の家庭教育支援チームに参画するなど、家庭教育支援関係者との一層の連携が図れるよう努めること。

また、児童館等では、健全な遊びを通して、児童の自主性、社会性、創造性を高めるよう指導を行っているところであり、児童の健全育成の観点を踏まえ、児童の社会活動参加への理解、協力等の支援について、学校等との更なる連携を図るよう努めること。(一部抜粋)

これまでの経緯と今後の進め方について

1 「中間のまとめ」作成までの当初の予定（第1回審議会資料より）

- 第1回 （令和元年 9月26日〔木〕 17時から19時）
- 第2回 （令和元年10月24日〔木〕 18時から20時）
- 第3回 （令和元年11月25日〔月〕 18時から20時）
- 第4回 令和元年12月中旬か令和2年1月 <開催：12月19日>
- 第5回 令和2年4月
- 第6回 令和2年5月
（中間のまとめ起草委員会の設置）
 - 第1回「中間のまとめ 起草委員会」 令和2年6月
 - 第2回「中間のまとめ 起草委員会」 令和2年7月
- 第7回 令和2年8月 「中間のまとめ（案）」の審議
- 第8回 令和2年9月 「中間のまとめ（案）」の審議

2 今後の予定の変更について

- 第5回 令和2年6月22日（本日）

※会長・副会長、事務局で「中間のまとめ（案）」を作成
※「中間のまとめ（案）」を事前に委員に送付

- 第6回 令和2年7月20日〔月〕 18時から20時
「中間のまとめ（案）」の審議

※事務局で修正した「中間のまとめ（案）」を、事前に委員に送付

- 第7回 令和2年9月 「中間のまとめ（案）」の審議

補助金部会の設置について

1 「社会教育関係団体に対する補助金」事業

(1) 目的

社会教育に関する事業を行う団体の事業経費の一部を補助することにより、東京都における社会教育の発展を図る。

(2) 対象団体

補助対象団体は、子供の健全な成長を図るために、家庭の教育力の向上及び地域・社会と学校の連携・協働にかかわる取組を行っている団体

(3) 対象事業

補助対象事業は、家庭の教育力の向上及び地域・社会と学校が連携・協働して、子供を見守り、育てる教育活動を支援・推進する社会教育の事業で、かつ、公益性があり、日本国憲法第 89 条の規定に反しない都内における次のいずれかの事業とする。

- ① 都内全域又は広域にわたって実施する宣伝啓発の事業
- ② 討論会、講演会、展示会等の事業
- ③ その他東京都教育委員会が特に認める事業

2 社会教育関係団体に対する補助金交付に関する根拠法令

社会教育法第 13 条において、以下のように規定

社会教育法第 13 条

国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

東京都生涯学習審議会条例

第二条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は東京都知事（以下「知事」という。）の諮問による都民の生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議
- 二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十三条に規定する東京都が行う社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する事項の調査審議

2 審議会は、前項第一号に規定する事項に関し必要と認める事項を教育委員会又は知事に建議することができる。